

## 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

区分		手数料の額	
		技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの ※( )内はモデル建物法による場合
一戸建ての住宅		5,000円	36,000円
共同住宅等の 住戸部分	1戸のもの	5,000円	36,000円
	1戸を超え5戸以下のもの	10,000円	73,000円
	5戸を超え10戸以下のもの	17,000円	102,000円
	10戸を超え25戸以下のもの	28,000円	144,000円
	25戸を超え50戸以下のもの	47,000円	208,000円
	50戸を超え100戸以下のもの	85,000円	298,000円
	100戸を超え200戸以下のもの	135,000円	403,000円
	200戸を超え300戸以下のもの	170,000円	529,000円
	300戸を超えるもの	182,000円	622,000円
共同住宅等の 共用部分	300平方メートル以内のもの	9,900円	115,000円
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	28,000円	190,000円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	85,000円	297,000円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	134,000円	381,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	170,000円	456,000円
	25,000平方メートルを超えるもの	212,000円	531,000円
非住宅の部分	300平方メートル以内のもの	10,000円	255,000円 (95,000円)
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	28,000円	407,000円 (153,000円)
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	85,000円	579,000円 (243,000円)
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	134,000円	703,000円 (313,000円)
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	170,000円	837,000円 (373,000円)
	25,000平方メートルを超えるもの	212,000円	956,000円 (438,000円)

- 共同住宅等において、建築物全体で認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等の住戸部分に定める額に、共同住宅等の共用部分に定める額を加算した額となります。
- 複合建築物において、建築物全体で認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等の住戸部分に定める額に、共同住宅等の共用部分に定める額及び非住宅の部分に定める額を加算した額となります。
- 変更認定申請手数料の額は、上記の認定申請手数料の額に2分の1を乗じて得た額となります。
- 法第54条第2項の規定により、認定申請と併せて建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合は、上記金額に確認申請手数料が別途加算されます。